

株式会社 Origami との契約内容について

株式会社福邦銀行（以下、「当行」と言う。）は、2018年6月に施行された「銀行法等の一部を改正する法律」とそれに係る政府令等に基づき、株式会社 Origami（以下、「事業者」と言う。）との契約内容の一部を公表いたします。

当行は、事業者が提供する Origami Pay サービスの銀行連携部分（以下、「本サービス」と言う。）について、以下の内容を定めています。

1. お客さまに損害が発生した場合の当行と事業者との賠償責任の分担について

- (1) 事業者は、本サービスに関してお客さまに損害が生じたときは、速やかにその原因を究明し、事業者が定める Origami ユーザ規約（以下、「利用規約」と言う。）に基づき賠償又は補償が不要となる場合を除き、利用規約に従い、お客さまに生じた損害を賠償又は補償します。
- (2) 事業者は、当該損害が預金等の不正払戻しに起因するものである場合、事業者は、一般社団法人全国銀行協会が公表しているインターネットバンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する申し合わせにおける補償の考え方にに基づき、お客さまに補償を行うものとします。
- (3) 事業者は、当該損害が当行の責めに帰すべき事由によるものである場合は、事業者がお客さまに賠償又は補償した損害を当行に求償することができます。また、事業者は、当該損害が当行及び事業者双方の責めに帰すべき事由によるものである場合は、当行に対し、双方の責めに帰すべき事由の大きさを考慮して、誠実に協議のうえ当行と協議した額を求償することができます。
- (4) 当該損害が、当行又は事業者のいずれの責めにも帰すことができない事由により生じた場合、又はいずれの責めにも帰すべき事由により生じたか明らかでない場合は、当行及び事業者は、当該損害にかかる負担について、誠実に協議を行います。

2. 事業者が取得したお客さまに関する情報の適正な取扱いおよび安全管理のために行う措置ならびに当行が行うことができる措置について

- (1) 事業者は、お客さまに関する利用者情報（事業者においてこれを加工した情報を含む。）を、個人情報保護法その他の法令、ガイドライン等を遵守し、かつ利用規約に従って取り扱うものとします。
- (2) 事業者は、お客さまに関する利用者情報を本サービス以外にお客さまに無断で使用しないものとし、本サービスによる当行への指図の伝達は本サービスの遂行過程のみで行うものとします。
- (3) 事業者は、本サービスに関し、コンピュータウィルスへの感染防止、第三者によるハ

ッキング、改ざん又はその他のネットワークへの不正アクセス又は情報漏洩等を防止するために必要なセキュリティ対策を、事業者の費用と責任において行うものとし
ます。

- (4) 当行は、事業者のセキュリティ、利用者保護、サービスの提供または経営状況が当行の定める基準を満たしていない可能性があるとして客観的かつ合理的な事由により判断する場合、事業者に改善を求めることができるものとし、合理的な期間内に改善が十分でないとして客観的かつ合理的な事由により判断するとき、本サービスの利用を停止することができます。
- (5) 事業者は、電子決済等代行業再委託者に対して利用者情報を提供する場合、事業者が当行に対して負う利用者情報の適正な取扱いおよび安全管理のために行う措置に関する義務と同等の義務を、電子決済等代行業再委託者に課し、その責任を負うものとし
ます。
- (6) 当行は、事業者が電子決済等代行業再委託者に対する適切な対応を怠ったと判断した場合、当行が事業者に提供するサービスを停止することがあります。